

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第102回

外商投資企業の解散清算（4）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

2008年1月15日の「外商投資企業清算弁法」の廃止を受けて公布された外商投資企業の解散清算に関する各種規定により、外商投資企業であっても会社解散訴訟制度を利用できることが明らかになった。本稿では、前稿に引き続き、その会社解散訴訟制度の詳細について、人民法院の関連規定を中心に検討する。

1 会社解散訴訟の被告適格と管轄法院

Q1 日本企業A社は、中国企業B社と50%ずつ出資して、上海市に中外合弁企業X社（登記機関は市レベル）を設立し、A社が董事a1及びa2を、B社が董事b1及びb2を派遣し、b1が董事長に任命されていました。しかし、X社の経営を巡ってa1・a2及びb1・b2間に紛争が生じ、ここ数年間は董事会も開けず完全にデッドロック状態に陥ってしまっています。そこで、A社は、人民法院にX社の解散を求めて訴えを提起しようと考えていますが、この場合、合弁相手であるB社、合弁会社X社、董事b1及びb2または董事長b1の何れを被告として、またどの人民法院に訴えを提起すればよいでしょうか。

A1 会社解散訴訟においては、解散する会社自体がその被告となりますので、A社は、合弁会社X社を被告として訴えを提起することになります。一方で、合弁相手であるB社、董事b1及びb2等の利害関係人については、第三者として訴訟に参加させることができるにとどまります。また、訴えを提起する人民法院は、X社の登記機関が市レベルのため、X社の主たる事務所の所在地の中級人民法院、すなわち上海市の中級人民法院ということになります。

2006年1月1日に施行された「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）は、これまで規定のなかった会社解散訴訟制度を新設したため（「会社法」第183条）、株主は、会社のデッドロック状態を解決するための有効な手段を得ることになった。

もっとも、「会社法」は、会社解散訴訟制度の概要を定めるのみで、具体的な運用に必要となる詳細な規定までは定めていなかったため、会社解散訴訟に際

しては、各人民法院が自らの裁量でそれぞれ判断しているような状態が続いていた。

そのような状態を受けて、最高人民法院は、2008年5月12日に、「『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干問題の規定（二）」（同年5月19日施行。以下「人民法院規定」という）を公布し、会社解散訴訟制度の詳細について規定することにした。

以下では、各人民法院において特に取り扱いが異なっていた被告適格及び管轄法院の問題に関して、「人民法院規定」が明確にした内容を詳述することにする。

（１）被告適格

「会社法」においては、会社解散訴訟を提起する場合に、会社、原告以外の株主または董事等何れの当事者を当該訴訟の被告とするかは明らかにされておらず、これまでの裁判では、原告以外の株主全てを被告として会社を第三者としたり、会社と株主を共同被告としたりする等、取り扱いは一貫していなかった。

そこで、「人民法院規定」第4条は、この問題について、「株主が、会社解散訴訟を提起するには、会社を被告としなければならない」（同条第1項）として、会社解散訴訟の被告適格が会社にあることを明確に規定したが、会社の解散が、株主間の契約上の問題等ではなく、会社の組織上の問題であることからすれば、妥当な結論と言える。

一方で、「原告が、その他の株主を被告として一緒に訴訟提起する場合、人民法院は原告に対してその他の株主を第三者に変更するよう告知しなければならない、原告があくまでこれを変更しない場合、人民法院は原告のその他の株主に対する訴えを却下しなければならない」（同条第2項）として、その他の株主についてはあくまで第三者として扱わなければならないことも明確にした。

もっとも、「その他の株主または利害関係人が、共同原告または第三者の身分で訴訟に参加することを申し立てた場合、人民法院はこれを許可する」（同条第3項後段）として、被告ではなく第三者の身分であれば、他の株主等が訴訟に参加することを認めている。

また、「原告が会社解散訴訟を提起する場合、その他の株主にこれを告知するか、または人民法院がその他の株主に訴訟に参加するよう通知しなければならない」（同条第3項前段）として、その他の株主が会社解散訴訟に参加する機会を保障している。

（２）管轄法院

上記のように、これまでは会社解散訴訟の被告適格が定まっていなかったため、裁判管轄についても一律ではなかったが、会社を被告とすることが明確になったことに伴い、管轄法院についても「会社住所地（会社の主たる事務所の所在地。それが不明な場合は会社の登録地）の人民法院が管轄する」（「人民法院規定」第24条第1項）ことが明確にされた。

その上で、「県、県級の市または区の会社登記機関がその登記を審査許可した会社」については、「基層人民法院」が、「地区、地級市以上の会社登記機関がその登記を審査許可した会社」については、「中級人民法院」が管轄するということも明確にされた（「人民法院規定」第24条第2項）。

2 会社解散訴訟におけるその他の問題点

Q2 Y社は、日本企業C社及び中国企業D社が共同で出資する中外合弁企業ですが、その経営を巡ってC社及びD社の間に深刻な対立が生じ、Y社はデッドロック状態に陥ってしまったため、C社はY社の解散を求めて人民法院に訴えを提起しました。

(1) C社は、人民法院に対して、Y社の解散の訴えと共に、会社の清算を行うよう申し立てましたが、当該申立は受理されるでしょうか。

(2) C社は、Y社の解散の訴えと共に、Y社の財産を保全するよう申し立てましたが、当該申立は受理されるでしょうか。

(3) C社の会社解散の訴えが人民法院により棄却された後、今度は、D社が同様の理由でY社の解散を求めて人民法院に訴えを提起しました。当該訴えは受理されるでしょうか。

A2 (1) 当該申立は受理されません。清算については、まず会社自らが行う必要があります。株主が始めから人民法院に申し立てることはできません。

(2) 当該申立は受理されます。もっとも、保全が認められるためには、C社が相応の担保を提供し、且つY社の正常な経営に影響を与えない状況であることが条件になります。

(3) 当該訴えは受理されません。人民法院の会社解散訴訟に関する判決は会社の全株主に対して拘束力を有するため、D社の同一の理由による会社解散の訴えの提起は受理されません。

(1) 会社解散の訴えと清算の申立

「会社法」第184条によれば、会社が解散する場合、会社は、「解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない」

とされているが、一方で、会社が、「期限を過ぎても清算委員会を成立させて清算を行わない場合、債権者は、人民法院に対し、関連人員を指定して清算委員会を成立させ清算を行わせるよう申し立てることができ、人民法院は、当該申立を受理し、且つ直ちに清算委員会を組織し清算を行わせなければならない」とされている。

そして、当該規定を受けた「人民法院規定」第7条も、上記同様15日以内に会社自らが清算委員会を成立させ清算を開始するとの原則を確認する一方で、以下の何れかの事由があり、債権者が清算委員会を指定して清算させるよう申し立てた場合は、人民法院がこれを受理するものとした。

会社の解散において期限を過ぎても清算委員会を成立させて清算を行わない場合

清算委員会は成立したが故意に清算を引き延ばす場合

違法な清算により債権者または株主の利益を著しく損なうおそれがある場合

さらに、これらの事由があるにも関わらず、債権者が人民法院に清算を申し立てないことから、会社の株主が申し立てた場合、人民法院はこれを受理するものとされている。

従って、会社の清算は、原則として、会社自らが行うが、上記のような事情がある場合、まず債権者が人民法院に清算を申し立てることができ、債権者が申し立てない場合に初めて株主が申し立てることができることになる。

そのため、「人民法院規定」第2条は、「株主が会社解散の訴えを提起し、同時に人民法院に会社の清算を行うことを申し立てた場合、人民法院は提起された清算の申立を受理しない」ものとしており、株主が始めから人民法院に会社の清算の申し立てを行うことは認められていない。

そして、その場合、人民法院は、会社解散の判決をした後、原告に対して、上記の「会社法」第184条及び「人民法院規定」第7条に従って、会社自らが清算を行うか、または、改めて人民法院に会社の清算を申し立てるよう告知することができるものとされている。

(2) 会社解散の訴えと保全の申立

株主により会社解散の訴えが提起された場合、会社を実質的に支配する他の株主やその影響下にある高級管理職等が、清算の対象になるのを免れようと会社の資産を移転する可能性も否定できない。

そこで、「人民法院規定」第3条は、株主が会社解散の訴えを提起する際に、人民法院に財産保全または証拠保全を申し立てた場合、人民法院が当該保全を認めることができるとして、会社解散の訴えと保全の申立を同時に行うことを

認めている。

もっとも、濫用的な申立により会社の正常な経営に影響がでないよう、人民法院が保全を認めるための条件として、申立を行う株主が担保を提供すること及び会社の正常な経営に影響を与えない状況にあることが要求されている。

(3) 会社解散判決の効力

人民法院が会社解散訴訟に関して下した判決は、会社の全株主に対して法的拘束力を有する(「人民法院規定」第6条第1項)。

そのため、人民法院が会社解散訴訟の請求を棄却する判決をした後に、同一事実及び理由により改めて会社解散の訴えが提起された場合、その訴えが当初の訴えを提起した株主ではなく、その他の株主により提起されたとしても人民法院に受理されないものとされている(「人民法院規定」第6条第2項)。